

## Brexit Newsletter - vol.136

Deloitte UK 日系企業サービスグループ  
23<sup>rd</sup> June 2020

### Overview

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連のニュースが経済ニュースを独占している。しかし、離脱交渉に一段と力が入り、移行期間の終了が12月末となった今、Brexitに再び注目が集まっている。

以下、Brexitの動向に関するDeloitte UKのチーフエコノミストによる考察である。

- 英国は2020年1月31日にEUの法的枠組みを離脱し、2020年末までの移行期間に入っている。移行期間中は、貿易をはじめとする取り決めの多くの部分がこれまで通り継続している。現在行われている交渉が英国・EU間の今後の関係を決定することとなる。
- 英国は、英国産品について関税や割当のない市場アクセスを目指しており、またサービスについては最善の自由貿易協定を締結したい意向である。英国は特に、金融サービスでは「同等性」を認め、英国の多くの金融商品をEUで販売できるようにすることを求めている。
- EUは金融サービスで譲歩することの見返りとして、英国がいわゆる公正な競争環境（level playing field）、すなわち政府補助金、競争政策、環境基準、産業及び雇用支援に関するEUのルールを受け入れることを求めている。英国の漁業へのアクセスを継続することは、EUのもう一つの優先事項である。漁業は規模の小さい産業ではあるものの、漁業国にとっては国民感情を揺さぶる産業である。
- EUは、英国がEUのルール及びその解釈についての欧州司法裁判所の司法管轄を認めないのであれば、EU市場への完全なアクセスを手にすることはできないと主張している。市場アクセスと貿易ルールをめぐる両者の対立は、米国による塩素処理された鶏肉の輸出に対する英国の不信感や、より一般的なものでは政府補助金に関してなど、多くの貿易交渉で発生している。
- 英国はEUとの交渉でEUのルールを受け入れることには極めて消極的だとみられる。英国側の首席交渉官であるDavid Frost氏は、英国がEUを離脱するのは、まさしくEUのルールから逃れるためだと語っている。
- 英国が自由貿易協定を要求し、EUが公正な競争環境を主張するという平行線を辿っていることが、両サイドの行き詰まりの源にある。
- 英国とEUは、交渉を延長するかどうかの判断の期限を6月末とすることで一致している。以後の延長は法的に煩雑となり、また今のところその可能性は低いとみられる。EU側は10月31日までの協定妥結を主張しているが、これは野心的な目標であるとみられる。EUは交渉を一元化しているものの、27の加盟国が協定を批准する必要がある、これは遅くとも11月中旬までには交渉を妥結する必要があることを示唆している。
- 新たに貿易協定を締結できなければ、英国はWTOのルールに従うこととなる。アイルランド島へのハードボーダー復活を回避するため、北アイルランドは引き続き工業製品及び農産品に関するEUのルールの適用を受け、また北アイルランドとそれ以外の英領の間では税関検査が実施されることになる。
- この結果は英国・EUが署名した離脱協定で予想されていたものであり、英国政府はこれは厳密には「合意なき」離脱には当たらないとしきりに強調している。離脱協定では、新たな取決めが成立しなかった場合の離脱初日の貿易への対処方法を説明する最低限の規定が定められている。
- WTOルールの適用は双方に混乱を生じさせ、英国-EU間の経済関係が最も乖離した形のものとなる。協定の妥結には双方が関心を持っており、譲歩する可能性はまだある。EUの漁業国が恐らくは現行の



### Contact us:

**日高 大雅 / Hiromasa Hidaka**  
JSG UK Brexit Leader  
Tax Director  
Tel: +44 (0)20 7007 6589  
Email: hhidaka@deloitte.co.uk

**丹羽 正 / Masashi Niwa**  
Consulting Partner  
Tel: +44 (0)20 7007 5630  
Email: masniwa@deloitte.co.uk

**大谷 幸弘 / Yukihiko Otani**  
Banking and Capital Markets  
Partner  
Tel: +44 (0)20 7007 2024  
Email: yootani@deloitte.co.uk

**三浦 有裕 / Yusuke Miura**  
Banking and Capital Markets  
Senior Manager  
Tel: +44 (0)20 7303 2829  
Email: ymiura@deloitte.co.uk

**田中 恵 / Megumu Tanaka**  
UK Restructuring Senior Manager  
Tel: +44 (0)20 7303 8447  
Email: mtanaka@deloitte.co.uk

**高橋 優斗 / Yuto Takahashi**  
FA Assistant Director  
Tel: +44 (0)20 7303 6927  
Email: yutotakahashi@deloitte.co.uk

**石川 航史 / Koji Ishikawa**  
JSG Partner  
Tel: +44 (0)20 7007 2067  
Email: kojishikawa@deloitte.co.uk

**中辻 達雄 / Tatsuo Nakatsuji**  
JSG Manager  
Tel: +44 (0)20 7007 9778  
Email: tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk

**大橋 英生 / Hideo Ohashi**  
JSG Manager  
Tel: +44 (0)20 7007 2221  
Email: hohashi@deloitte.co.uk

漁獲量の割当てを維持するという目標を断念する一方で、英国が現行の EU の雇用法及び環境保護法を受け入れることはあり得る。

- しかし、4 回の交渉を経て、英国-EU 間の隔たりはこれまでになく広がったようである。6 か月以内の協定妥結が必要であることを考慮すれば、WTO のシナリオ、すなわち「内容の薄い合意」と呼ばれる結果が非常に現実味を帯びてくる。内容の薄い合意では、特定部門の非関税障壁を軽減したり、一部の技術基準の相互認定を認めるなどの調整を行って、関税ゼロ、割当ゼロが認められる可能性が高い。それでも、現在の貿易の取決めからは大幅な後退となる。
- 英国に WTO ルールが再度適用されるようになれば、最恵国待遇原則の拘束を受けることになる。この原則の下で英国と EU は、第三国に提供する意思のないような貿易上の優遇措置を相手国に提供することができない。最恵国待遇のルールの唯一の例外は、自由貿易協定を締結している国同士の場合である。
- WTO シナリオの下では、英国から EU への輸出に対しては、平均 4.3%の関税が課され、特に農産品や自動車など一部の商品にはさらに高い関税の対象となる。EU はサービスに関税を課していないが、専門資格の相互承認の喪失のような非関税障壁が貿易の負担となる。
- 英国は 2021 年から適用される予定の輸入関税率表を発表した。これは英国と自由貿易協定を締結していないすべての国に適用されることになる。貿易協定が締結されない場合、EU からの輸入品に対してもこの関税表が適用されることになる。金額ベースで英国の輸入品の 87%は関税ゼロとなり、対象は現在の約 80%から増加する。英国の消費者は一部の EU 輸入品の価格が上がり、EU 以外からの輸入品の価格が下がるのを実感することとなる。
- Brexit の各種シナリオが与える経済的影響を見積もろうとすることは、絶好のタイミングであっても推測にしかならない。しかし、パンデミックが経済活動を大きく変化させる可能性が高いことから、Brexit の影響を他の要因から抜き出すことはほぼ不可能となるだろう。通常の四半期であれば、英国経済の成長率は約 0.4%と予想されただろう。Deloitte では、四半期の成長は、経済活動がロックダウンの落ち込みから回復して、2020 年後半及び 2021 年前半にはこの約 10 倍になると予想する。仮に完全なロックダウンが再導入されるとすれば、成長の見通しはより不安定になるだろう。
- Brexit への対応については議論がある。経済活動を COVID 後の世界に適応させようとするのと同時に Brexit がもたらす混乱に対処するのが最善だとする考え方がある。パンデミックを受けて、取引、移動、移住や観光旅行が控えられたことで、Brexit により中断される活動が少なくなり、Brexit の経済的影響は小さくなる。中央銀行や政府が実施している巨額の景気刺激策は、英国経済が Brexit による移行を乗り切る後押しをするという。
- しかし、パンデミックと Brexit による二度の打撃は、互いの影響を増幅する可能性もある。パンデミックは多くの企業を疲弊させた。ソーシャルディスタンス、不確実性、通常時以下の需要、そして Brexit に一度に対処するのは、一部の企業にとっては手に負えないかもしれない。また、Brexit 後の貿易体制で混乱が生じる部門は、パンデミックの影響を受けた部門と一致するとは限らない。製薬部門や金融サービス部門など、これまで比較的好調だった部門が混乱に巻き込まれる可能性もある。
- Brexit の正念場が近づきつつある。譲歩と意思の力で、貿易協定が締結される可能性はまだある。しかし、現状を踏まえると、WTO シナリオでの離脱の可能性が非常に現実的だと思われる。





This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.

© 2020 Deloitte LLP. All rights reserved.